

資料編〔用語解説〕

【数字・アルファベット】

5 疾病・5 事業	医療法第30条の4の規定に基づき、医療計画にはがん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の5疾病並びに救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）の5事業並びに居宅等における医療について記載することとされている。大阪府には、全ての市町村に医科診療所が開設されており、へき地がないため、「へき地の医療」を除いた5疾病4事業となる。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行が、医療提供体制に多大な影響を及ぼしていることから、「新興感染症等の感染拡大時における医療」を加えて「6事業」として位置付ける方向で議論が進められている。
D P C 対象病院	D P C とは Diagnosis Procedure Combination の略。従来の診療行為ごとに料金を計算する「出来高払い」診療報酬請求方式とは異なり、入院患者の医療資源を最も投入した「傷病名」と入院期間中に提供される手術、処置、化学療法などの「診療行為」の組み合わせをもとに厚生労働省が定めた1日当たりの金額からなる包括評価部分（投薬・注射・処置・入院料等）と、出来高評価部分（手術・麻酔・リハビリ・指導料等）を組み合わせる請求方式を取っている病院。
t - P A	Tissue Plasminogen Activator の略。生体内に存在する組織プラスミノゲン活性化因子のことであり、血栓の溶解作用を有する。アルテプラゼはこの因子を製剤化したものであり、脳梗塞において早期発症の治療等に用いられる。

【あ】

医科歯科連携	患者の傷病に対し総合的な治療にあたるために行う医師と歯科医師の連携。
医療・介護福祉連携	患者（利用者）に最適なサービスを一体的に提供するために行う医療・介護・福祉サービス提供者の連携。
医療計画	医療法第30条の4に基づき、厚生労働大臣の定める基本方針に即して、都道府県が地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るために策定する計画。

医療圏	地域の医療需要に応じて医療を包括的に提供するために、医療資源を適切に配置することを目的とした地域単位。医療法に基づき都道府県が定める。
大阪府医療機関情報システム	大阪府内にある病院、診療所、歯科診療所、助産所に関する情報を診療科目や住所、医療機能などから検索することができる大阪府が提供する医療機関情報システム。
大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム（ORION）	消防法に定められている「搬送と受入の実施基準」の検証において、ICT（情報通信技術）を活用し負担なくデータを収集できるように構築したシステム。

【か】

回復期機能	急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。
回復期リハビリテーション病棟	対象となる疾患（脳血管疾患、神経疾患、筋骨格系疾患等）の患者に対して、ADL（日常生活動作）の向上による寝たきりの防止と社会や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に実施する病棟。
かかりつけ医	健康に関することをなんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介してくれる、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師。
がん診療連携拠点病院	全国どこでも質の高いがん診療が受けられるよう、厚生労働省が都道府県からの推薦を受け、整備指針に基づき指定する病院。専門的ながん医療の提供、がん診療の地域連携協力体制の構築、がん患者・家族に対する相談支援及び情報提供を行う。
冠動脈バイパス術	心臓に血液を供給するための血管である冠動脈が詰まって血液が流れなくなっている場合に、内胸動脈や下肢の静脈などを使って詰まった箇所を迂回（バイパス）する路をつくり、血管の流れを回復させる、心臓血管外科領域の手術。
緩和ケア	症状（特にがん）を和らげることを目標とした医療のこと。
基準病床数	病床の地域的偏在を是正し、一定水準以上の医療を確保することを目的に、全国統一の算定式により算定された病床数。一般病床、療養病床は二次医療圏ごとに、精神病床、感染症病床、結核病床は都道府県ごとに算定される。

既存病床数	都道府県が使用許可した病床数（許可病床数）から、利用者が限定される職域病院（宮内庁や防衛省等の所管する病院）等の病床等、特定の者が利用する病床を除いた病床数をいう。
基本計画	基本構想に基づいて、診療機能や病床数のほか、長期的な収支計画や設計・施工の発注方法、施設機能の要件等の具体的な整備計画を定めたもの。
基本設計	基本計画で示された条件を基に図面化し、各室の配置や面積等を検討するもの。
救急告示病院	救急隊が搬送する傷病者の収容及び治療を行う医療機関。救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、都道府県が認定し、告示する。
救急輪番制	地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日や夜間等における救急患者を受入れる体制。
急性期一般入院料1	常時、当該病棟の入院患者数が7又はその端数を増すごとに1以上の看護職員数を配置し、平均在院日数が18日以内で一定の重症度を満たす患者が入院している病棟で届け出ることができる入院料。
急性期機能	急性期（患者の病態が不安定な状態から、治療によりある程度安定した状態に至るまで）の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能。
救命救急センター	重篤な救急患者の医療を確保することを目的として、都道府県が策定する医療計画等に基づき指定された病院。初期・二次救急医療機関の後方病院として、重症及び複数の診療領域にわたる、すべての重篤な救急患者に対して、原則として24時間体制で救急医療を提供する。
軽症	傷病程度が入院加療を必要としないもの。
経皮的冠動脈ステント留置術	動脈硬化等により、心臓に血液を供給するための血管である冠動脈内の組織形態が変形し、その一部が狭くなっている病変に対してカテーテルを用いてステント（主に金属性の網状のチューブ）を留置する治療法。
建蔽率	敷地面積に占める建築面積の割合。
高度急性期機能	急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能。該当すると考えられる病棟の例として、救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット等が挙げられる。
高度地区	用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度が定められている地区。

高齢化率	65歳以上人口が総人口に占める割合。全人口に対して7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」とされている。
呼吸器系疾患	気管や肺等の疾患。気管支炎、肺炎、喘息、慢性閉塞性肺疾患（COPD）等。

【さ】

災害医療協力病院	災害拠点病院や市町村災害医療センター等と協力し、中等症患者を中心に災害時に率先して受入れるとともに、災害拠点病院に収容された重度・重篤患者の状態が安定化した場合は、要請に応じ、率先して当該患者の受入れを行う役割を担う。 大阪府では、すべての二次救急告示医療機関が指定されている。
災害拠点病院	多発外傷や挫滅症候群、広範囲熱傷等、災害時に多発する重症・重篤患者の救命医療を実施する都道府県が指定する病院。DMAT（災害派遣医療チーム）を保有し、災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する。
再興感染症	かつて存在した感染症で、公衆衛生上ほとんど問題とならなくなったが近年再び増加してきた感染症、あるいは将来的に再び問題となる可能性がある感染症。
在宅医療	通院が困難などのため自宅で治療・療養を希望する患者に、患者の自宅などで提供される医療。
在宅療養後方支援病院	在宅療養中の患者が、あらかじめ緊急時に入院を希望する病院として届け出をしている病院で、在宅医療を提供する医療機関と連携し、患者に緊急入院の必要が生じた場合に入院できる病床を常に確保している病院。
在宅療養支援病院	患者又は患者の看護等にあたる者の求めに応じて、24時間往診が可能な体制を確保し、在宅での療養を行っている患者が緊急時に入院できる病床を常に確保している病院。
在宅療養支援診療所	患者又は患者の看護等にあたる者の求めに応じて、24時間往診が可能な体制を確保している診療所。
三次救急	24時間体制で二次救急医療機関では対応できない重症・重篤な救急患者に対する総合的・高度救急医療。
市（町村）災害医療センター	市（町村）地域防災計画で位置付ける市（町村）の医療救護活動の拠点医療機関として、災害時に主に入院を要する中等症患者の搬送受入・治療と転搬送を行う役割を担う。

施設基準	保険診療における医療の質を確保するために設けられている医療機関の機能や設備、診療体制、安全面やサービス面等を評価するための基準。多くが地方厚生局長又は地方厚生支局長への届出、報告等が義務付けられている。
実施設計	基本設計を基に、使う材料や仕上げ、設備、施工方法等の詳細を検討するもの。
周産期母子医療センター	周産期母子医療センターには総合周産期母子医療センターと地域周産期母子医療センターがある。 総合周産期母子医療センターは、MFICU（母体・胎児集中治療室）を含む産科病棟及びNICU（新生児集中治療室）を含む新生児病棟を備え、24時間体制でリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療に対応する医療機関。 地域周産期母子医療センターは、産科・小児科（NICUを含む新生児医療病棟を含む）を備え、周産期にかかる比較的高度な医療行為を行う医療機関。
重症	傷病程度が3週間以上の入院加療を必要と診断されたもの。
受療率	厚生労働省の患者調査において、推計患者数（調査日当日に受療した患者数を推計した数）を人口10万人当たりであらわした数（推計患者数／国勢調査人口×100,000）。
循環器系疾患	心臓や血管等の疾患。高血圧、心疾患（急性心筋梗塞などの虚血性心疾患や心不全等）、脳血管疾患（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血等）等。
小児入院医療管理料	小児科を標榜し、一定数の医師が配置されていて、小児医療を行うにあたり十分な体制が整備されている病院において、専ら15歳未満の小児を入院させる病棟及び病床で届け出ることができる入院料。
初期（一次）救急医療	主に入院の必要がない帰宅可能な軽症患者に対する救急医療。
新興感染症	かつては知られていなかった、この20年間で新しく認識された感染症で、局地的に、あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。
診療所	医師又は歯科医師が、医業又は歯科医業を行う場所で、患者を入院させるための施設を有しないもの、又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの。

【た】

第一種感染症指定医療機関	一類感染症（エボラ出血熱、ペスト等）や二類感染症（結核、SARS等）等の患者に対し総合的な診療機能や陰圧制御等の一定の基準を満たす設備を有しており、当該患者の入院に対応できる医療機関として都道府県が指定した病院。
第二種感染症指定医療機関	二類感染症等の患者の入院に対応できる医療機関として都道府県が指定した病院。
地域一般入院料	常時、当該病棟の入院患者数が15（地域一般入院料1及び2は13）又はその端数を増すごとに、1以上の看護職員数を配置し、平均在院日数が60日以内（地域一般入院料1及び2は24日）の病棟で届け出ることができる入院料。
地域医療構想	地域の医療需要の将来推計をもとに、医療圏ごとの各医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するため、都道府県が策定するもの。
地域医療支援病院	患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じてかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として都道府県から承認を受けた病院。
地域包括ケアシステム	団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供するためのシステム。
中等症	傷病程度が入院を必要とするもので重症に至らないもの。
特定感染症指定医療機関	新興感染症の所見がある者又は一類感染症若しくは二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
特定機能病院	高度な医療の提供、高度な医療技術の開発及び高度な医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が個別に承認する病院。
豊能二次医療圏	豊中市、池田市、吹田市、箕面市、豊能町、能勢町の4市2町から構成される医療圏。

【な】

二次救急	24時間体制で入院治療や手術を必要とする中等症・重症救急患者に対する救急医療。
脳血管内手術	カテーテルを用いて血管の中から脳内の血管病変を治療する方法。

【は】

ハザードマップ	自然災害（洪水・土砂災害・津波・高潮・ため池災害）による浸水想定区域や危険個所を示した図のこと。
病院	医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所で、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの。
病床機能	一般病床・療養病床を有する病院又は診療所が当該病棟において担っている医療機能。「高度急性期」「急性期」「回復期」「慢性期」の4区分から一つを自主的に選択する。
病診・病病連携	医療機関の機能に応じて役割を分担し、患者の状態に応じた医療を提供するための病院と診療所の連携及び病院間の連携。

【ま】

慢性期機能	長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能。
三島二次医療圏	茨木市、高槻市、摂津市、島本町の3市1町から構成される医療圏。
網膜光凝固術	特定の波長のレーザー光で網膜を熱凝固させることによって網膜の病気を治療する方法。

【や】

薬薬連携	患者により安全で充実した薬物療法を提供するために行う、病院・診療所の薬剤師と保険薬局の薬剤師の連携。
容積率	敷地面積に対する延床面積の割合。
用途地域	住居の環境の保護や商業・工事等の業務の利便の増進を図るために、都市計画法で指定する地域。種類によって建築できる建物の用途、容積率、建蔽率等の建築規制が定められている。

【ら】

療養病床	病院又は診療所の病床のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのもの。
レスパイト入院	レスパイトとは「一時休止」「休憩」を指す言葉。患者家族や介護者の休養や、一時的に在宅療養が困難になる場合に入院することにより、在宅療養を支えるための入院。
レセプトデータ	保険医療機関が患者の傷病名と行った医療行為の詳細を請求額とともに審査支払機関を通して保険者に請求する情報（診療報酬請求明細書）。